

市長への手紙

あなたの声を聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映するための制度です。

寄せられた意見は、市長が直接目を通し、各課に対応を指示します。回答を希望する人には、書面またはEメールで回答します。回答には1〜2カ月程度の期間を要します。

各課でも担当する業務について意見や要望を受け付けています。道路の補修や公園遊具の修理など早急な対応が必要な場合は、直接相談してください。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて、広報なりたなどに無記名で掲載する場合があります。

市政と関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷する内容、政治・営業・宗教活動、選挙運動に関する

内容のものは受け付けません。

また「市長への手紙」として取り扱うことが適切でないと思えるものや、趣旨が不明確なものについては回答できません。回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館などの市の施設に専用の用紙（受取人払い）が置いてあります。

専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません（コンビニエンスストアからは有料となる場合があります）。

☎0120・860・279

市外からは次の番号に送信してください。送信料はかかります。

FAX0476・24・1086

市長への電子メール

市ホームページの「市長への電子メール」(<https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page302100.html>)から送信いただけます。

また、Eメール([nrisodan@city.narita.chiba.jp](mailto:nrisodan@city.narita.chiba.jp))も利用できます。あらかじめ、このアドレスからの電子メールを受信できるように設定してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

確定申告のための書類

年末調整で必要な人は申請を

市では、確定申告に必要な納付済額のお知らせを1月下旬に送付します。年末調整で事前に必要な人は、次の窓口で申請してください。事前申請した人には、1月の送付はしません。

なお、市が証明するのは、普通徴収(納付書・口座振替・ペイジー・クレジットカードでの納付)の金額のみです。  
持ち物⇒本人確認ができる物(運

転免許証、マイナンバーカードなど)

国民健康保険料払込証明書

申請場所⇒納税課(市役所2階)、下総・大栄支所

問い合わせ先⇒納税課(☎20・1519)

後期高齢者医療保険料払込証明書

申請場所⇒保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所

問い合わせ先⇒保険年金課(☎20・1547)

介護保険料払込証明書

申請場所⇒介護保険課(市役所議会議場1階)、下総・大栄支所

問い合わせ先⇒介護保険課(☎20・1545)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

スマートフォンで確定申告

自宅でもできます

混雑する申告会場に行かなくても、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、自宅でも確定申告ができます。マイナンバーカードを持っていない人も、税務署で発行

されるID・パスワードを使って行うことができます。

なお、次の日程でID・パスワードの出張発行を行います。顔写真付きの本人確認書類を持って、申告者本人が手続きしてください。  
日時⇒12月4日(金)午前10時〜午後4時  
会場⇒市役所1階ロビー

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

千葉県民のつどい

犯罪被害者支援を考える

11月25日(水)・12月1日(火)は犯罪被害者週間です。

被害者や家族が立ち直り、再び平穏な生活を送るには、皆さんの理解と配慮が必要です。

県では毎年「千葉県民のつどい」を開催しており、今年は千葉テレビで特別番組を放送します。

放送日時⇒11月28日(土)午前9時30分〜9時55分

※くわしくは千葉犯罪被害者支援センター(☎043・225・5451)へ。

## 農産物などの放射性物質検査

### 食の安全を確認

市では、農産物の安全確認を行うため、県と協力して放射性物質検査を実施しています。

検査結果は市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300\\_00001.html](https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300_00001.html))に掲載いたします。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

## 火葬や式場の利用

### 申し込みは

### 八富成田斎場へ

八富成田斎場では通夜と告別式を行うことができ、霊きゅう車の利用(市内の自宅、病院などから斎場まで)や祭具の貸し出しも受

け付けています。

ペットの火葬は、犬・猫・ウサギなどの小動物を対象に、ペット火葬場(八富成田斎場向かい)で行っています。利用には予約が必要です。予約は八富成田斎場(☎23・4511)で受け付けています。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

## 法律・税金・登記総合相談

### 専門家が応じます

日常生活におけるさまざまな問題について、それぞれの分野の専門家である弁護士、税理士、土地家屋調査士、司法書士が無料で相談に応じます。

日時 12月5日(土) 午前10時～午後4時(受け付けは午前9時30

分～午後3時)

会場 11ミレニアムセンター 佐倉 ※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは干葉直税理士会成田支部・斎藤さん(☎36・7561)へ。

## PM2.5への注意喚起

### 健康被害に気をつけて

大気中に長期間浮遊している微粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをPM2.5(微小粒子状物質)といいます。

PM2.5は粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、体へさまざまな影響を及ぼす可能性があります。

県からPM2.5について注意喚起されたときは、防災行政無線やなりたメール配信サービスでお

# 市長日誌

10月16日(金)～31日(土)

16日	一般国道464号北千葉道路建設促進期成同盟会設立総会
19日	県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動 国際医療福祉大学・印旛市郡医師会・成田市医師団地域連携連絡会議
21日	印旛市市広域市町村圏事務組合議会定例会
27日	戦没者追悼式 臨時記者会見 議会運営委員会 全員協議会
29日	市議会臨時会 教育民生常任委員会 総務常任委員会



市議会臨時会で(29日)

知らせします。

その際は、外出や屋外での長時間の激しい運動を控える、呼吸器系や循環器系の疾患のある人・子ども・高齢者は特に注意するなどの対応をお願いします。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

## 自動車税

### 滞納は見逃しません

県では、自動車税の未納者に対し、給与、預貯金、生命保険、自動車などの差し押さえを強化しています。未納の場合は、至急納付してください。

新型コロナウイルス感染症や災害などの影響により、納付が困難な人は猶予される場合がありますので、佐倉県税事務所(☎043・483・1150)へ相談してください。

※くわしくは同事務所へ。

## 就学援助

### 入学準備学用品費を支給

市では、経済的な理由で学用品費などの支払いが困難な児童・生

徒の保護者を対象に援助を行っています。

令和3年度に入学する新小学1年生・新中学1年生(義務教育学校の7年生を含む)に、就学援助費のうち入学準備学用品費を支給します。

支給額 11新小学1年生5万1,060円、新中学1年生6万円

申請書配布場所 11学務課(市役所5階)、子どもが入学する予定の学校

申請方法 1112月1日(火)～1月29日(金)に申請書に必要書類を添えて新小学1年生は学務課または入学予定校、新中学1年生は現在在籍している学校へ

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

## 今月の納期限

11月30日(月)

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、②保険年金課(☎20-1547)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

市営住宅の入居者募集

12月1日から受け付け

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

申し込み資格 次の要件を全て満たす人

○住居に困っている

団地名(住所)	募集戸数	間取り	入居人数
一般市営住宅			
北団護台団地(団護台1385-1)	2戸(4階)	3DK(6、6、7.5畳)	3人以上
	1戸(2階)	3DK(6、6.5、4.5畳)	2人以上
南団護台団地(団護台1254-2)	2戸(1階)	1DK(6畳)	1人以上
中団護台団地(団護台2-3-1)	3戸(1～3階)	3DK(6、6、6畳)	2人以上
橋賀台団地(橋賀台3-5)	2戸(1、2階)	3K(6、6、3畳)	2人以上
吾妻南団地(吾妻2-1-1)	3戸(1～3階)	1K(6畳)	1人以上
地域優良賃貸住宅			
加良部住宅(加良部3-17-1)	5戸(1、2階)	2LDK(6、4.5畳)	2人以上

○市内に続けて6カ月以上、居住しているか勤務先がある

○市税を滞納していない

○緊急連絡先がある

○申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

一般市営住宅

○同居しようとする親族がいる

(高齢者など単身で入居できる場合があります)

○所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8、000円以下(高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる世帯などは21万4、000円以下)

地域優良賃貸住宅

○高齢者・障がい者等世帯、18歳未満の子どもがいる世帯のいずれかである

○所定の方法で算出した世帯の所得月額が21万4、000円以下  
入居期間 地域優良賃貸住宅のみ3年間(期間満了時に申し込み資格に該当している場合は再契約可)

家賃 希望する住宅や世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所 建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

申し込み方法 12月1日(火)～15日(土・日曜日を除く)に申込書

を建築住宅課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。

狩猟解禁

事故防止に努めて

狩猟期間が始まりました。対象地域では、わなや銃器などによる狩猟が行われることがあります。

山林などに出掛ける場合は、事前に対象地域を確認したり、目立つ色の服を着用したりして、事故防止に努めてください。また、ハンターの皆さんはマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。

狩猟期間 2月15日(月)まで  
対象地域 市街地・鳥獣保護区・休猟区・公道・公園・寺社境内・墓地を除く市内全域

※くわしくは自然保護課(☎043・223・2972)へ。

小規模特認校

豊住小学校で

一緒に学びませんか

令和3年4月から、豊住小学校は市内全域からの入学・転入学を認める小規模特認校となります。

豊住小学校は児童数40人・7学級で、少人数によるきめ細やかな指導と、恵まれた自然環境や地域の歴史と伝統を生かした教育を推進してきました。小規模特認校制度を導入することで、さらに魅力ある教育づくりの推進が期待されます。

小規模特認校とは

地域の特性を生かした活動や、ほかの学校にはない特色ある教育を行う学校で、一定の条件を満たすことで市内全域から入学・転入学ができます。

小規模特認校とは

豊住小学校では新たに次のような教育を取り入れ、さらなる活性化を図ります。

○地域と連携した体験学習の充実

○外国人英語講師(ALT)を活用した英語教育の充実

○遠隔地の学校と交流学習を行うなどのICT教育の推進

入学・転入学を希望する場合は

まずは学務課(市役所5階)へ相談してください。学校見学や入学までの手続きなどについてくわしい説明を行います。豊かな自然に囲まれた豊住小学校で学んでみませんか。

※くわしくは同課(☎20・1581)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター([https://twitter.com/bousai\\_narita](https://twitter.com/bousai_narita))
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)

右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス([info-n@sg-m.jp](mailto:info-n@sg-m.jp))に空メールを送信して登録する

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス